		第百四条第二項及び第百九条	法	行規則（平成二十年国土交通省令第十号。以下「履行確保法施行規則」という。）別記第二十二号様式の特別住宅紛争処理申請書（次項及び第百五条の二において単に「特別住宅紛争処理申請書」という。）を、それぞれ指定住宅紛争処理機関	法又は履行確保法
		第百四条第二項及び第百五条の二	住宅紛争処理申請書	住宅紛争処理申請書又は特別住宅紛争処理申請書	住宅紛争処理を求める事項又は特別住宅紛争処理を求める事項
		第百五条の三第一項	住宅紛争処理を求める事項	住宅紛争処理を求める事項又は特別住宅紛争処理を求める事項	紛争又は履行確保法第三十三条第一項に規定する紛争に
		第百八条の二第一項	紛争に	紛争又は履行確保法第三十三条第一項に規定する紛争に	この規則又は履行確保法及び履行確保法施行規則
		第百十条第四項	この規則	この規則又は履行確保法及び履行確保法施行規則	住宅紛争処理又は特別住宅紛争処理
		第百十二条第一項及び第百十五条	住宅紛争処理	住宅紛争処理又は特別住宅紛争処理	及び履行確保法第三十三条第一項に規定する業務（以下「特別紛争処理の業務」という。）に係る経理についてそれぞれ
		第百十六条第一項	について	及び履行確保法第三十三条第一項に規定する業務（以下「特別紛争処理の業務」という。）に係る経理についてそれぞれ	、特別紛争処理の業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ
		第百十六条第二項	とその他の業務の双方に	、特別紛争処理の業務及びその他の業務のうち、二以上の業務に	